

IV-9 自然

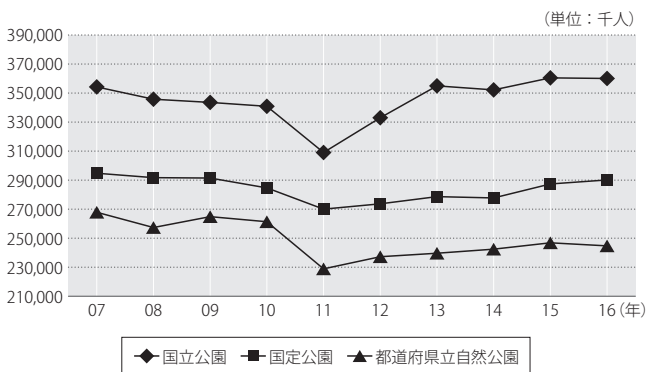
—国立公園でのインバウンドの拡大や
利用の質の向上を図るための取組みが進展

1. 自然公園法に基づく公園に関する動向

① 利用者の推移

2016年の自然公園全体の利用者数は8億9,501万人（前年比99.5%）でほぼ横ばいであった（図IV-9-1）。これを公園種別に見ると国立公園（34か所）は3億5,916万人（同99.3%）、国定公園（57か所）は2億9,039万人（前年比100.5%）、都道府県立自然公園（311か所）は2億4,546万人（前年比98.8%）であった（図IV-9-1）。個別の国立公園ごとに見ると、10%以上の増減があったのは、釧路湿原国立公園（82%）、三陸復興国立公園（84%）、阿蘇くじゅう国立公園（68%）となった。

図IV-9-1 自然公園の利用推移(2007-2016年、10年間)



資料：自然公園等利用者数調（環境省）

国立公園に関しては、外国人利用者数の推計も行われている。環境省によると、2016年の外国人利用者数は5,457千人であった（表IV-9-1）。そのうち、最も多い国立公園は、富士箱根伊豆国立公園の2,577千人、次に支笏洞爺国立公園の827千人、阿蘇くじゅう国立公園の675千人であった。

表IV-9-1 国立公園の訪日外国人利用者数

	国立公園名	15年	16年	17年(暫定値) ^{※2}
1	富士箱根伊豆国立公園	2,341千人	2,577千人	2,580千人
2	支笏洞爺国立公園	688千人	827千人	901千人
3	阿蘇くじゅう国立公園	682千人	675千人	926千人
4	中部山岳国立公園	338千人	351千人	382千人
5	瀬戸内海国立公園	296千人	310千人	387千人
6	上信越高原国立公園	214千人	265千人	322千人
7	日光国立公園	190千人	241千人	271千人
8	大雪山国立公園	64千人	83千人	60千人
9	霧島錦江湾国立公園	71千人	79千人	129千人
10	西海国立公園	55千人	74千人	56千人
	合計(実利用者数)	4,902千人	5,457千人	6,001千人
	訪日外客数全体 ^{※1}	19,737千人	24,039千人	28,691千人

※1 出典：日本政府観光局「訪日外客数」※平成29年1～10月の数値は暫定値、11月、12月の数値は推計値
 ※2 16年度上位10位以内であった各国立公園の17年度利用者数であり、17年度の順位ではない。
 資料：国立公園別訪日外国人利用者推計値等（環境省）をもとに（公財）日本交通公社

② 新規指定及び公園区域の拡張

● 「阿寒国立公園」が「阿寒摩周国立公園」へ名称変更

2017年6月13日付けで中央環境審議会より答申を受け、8月8日付けで「阿寒国立公園」は「阿寒摩周国立公園」へと名称が変更された。

同国立公園のうち、摩周カルデラ北側外輪山山麓に位置する神の子池は、同公園外の北側に位置し、優れた自然景観を有するとともに、多くの利用者が訪れる景勝地となっており、それら自然景観の保護及び適正な利用の増進を図るため、神の子池周辺を特別地域として、摩周カルデラ北側外輪山に至る集水域一帯を普通地域として、今回同国立公園に編入。また、摩周湖北側外輪山については、摩周湖特別保護地区を取り囲むエリアの保護規制計画の充実を図ることとされている。

公園の名称変更はこれら変更に合わせて行われて行われたものであり、また今回の名称変更に合わせて、阿寒国立公園管理事務所を阿寒摩周国立公園管理事務所に名称変更された。

③ 国立公園満喫プロジェクト

● 有識者会議

環境省は、2016年3月30日に政府がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に、「国立公園満喫プロジェクト」を実施している。環境省は、2016年7月の第3回会議での議論を踏まえ、2020年までに訪日外国人を惹きつける取り組みを計画的、集中的に実施する8か所の国立公園を選定した（以下、先行8公園と呼ぶ）。選定された国立公園では、公園ごとに地域協議会を設けて「国立公園ステップアッププログラム2020」を策定し、取組を実施中である。

2017年は、3回の有識者会議が開催され（表IV-9-2）、第6回会議では、先行8公園を中心とした取り組み状況と今後の予定が、次の9つに整理され報告された。（1）国立公園の管理体制強化、（2）質に関する指標開発、（3）民間事業者等との連携、（4）公共施設の民間開放、（5）上質なホテルの誘致、（6）野営場の改革、（7）引き算の景観改善、（8）利用料等を保全に還元する仕組み、（9）プロモーション。

表IV-9-2 有識者会議の概要(資料)

第4回 (2月9日 (木))	
1-1	国立公園満喫プロジェクト： 世界水準の「ナショナルパーク」を実現するために
1-2	有識者会議委員による8公園現地視察一覧
1-3	国立公園満喫プロジェクト ステップアッププログラム2020選定8公園の取組例
1-4	ビジターセンター情報発信強化プロジェクト
1-5	選定8公園を中心とした今後の取組について
2	国立公園満喫プロジェクトの今後の進め方について
第5回 (5月12日 (金))	
1	国立公園満喫プロジェクトの取組状況
2	国立公園満喫プロジェクトを進めていく上での考え方
3	国立公園満喫プロジェクトの今後の進め方
第6回 (8月7日 (月))	
1	国立公園満喫プロジェクトの選定8公園を中心とした取組状況と今後の予定
2	国立公園満喫プロジェクトを進めていく上での考え方
3-1	今後の進め方に関する前回会議での主なご意見と対応方針について
3-2	国立公園満喫プロジェクトの今後の進め方
3-3	国立公園と温泉地の相互連携

資料：環境省資料より作成

●展開事業採択案件

先んずく8公園の成果や知見を他の国立公園にも波及させ、更なるインバウンドの拡大や利用の質の向上を図るため、国立公園満喫プロジェクト展開事業を実施するにあたり、プロジェクトの趣旨に沿ったインバウンド拡大及び利用の質の向上に向けた事業として、(1) 満喫メニューの充実、発信、(2) おもてなしの地域づくり、(3) 民間事業者の投資喚起に該当する事業申請団体を公募。2017年11月に10団体を採択した(表IV-9-3)。

表IV-9-3 国立公園満喫プロジェクト展開事業採択案件一覧

国立公園名	施設名
支笏洞爺湖国立公園	「支笏洞爺国立公園支笏湖地域における『おもてなしの地域づくり』」
三陸復興国立公園	特定非営利活動法人ACTY「三陸復興国立公園種差海岸 訪日外国人満足度アップ」
上信越高原国立公園	山ノ内町「上信越高原国立公園志賀高原地域におけるインバウンド誘致拡充事業」
中部山岳国立公園	立山エコツーリズム研究会「『立山室堂』滞在型プログラム充実事業」
中部山岳国立公園	中部山岳国立公園南部地域周遊・滞在型利用推進方策研究会「中部山岳国立公園南部地域における周遊性の確保及び滞在型利用の促進に向けた二次交通手段の開発とプロモーション事業」
富士箱根伊豆国立公園	富士宮市「富士山及び朝霧高原 活性化推進事業」
吉野熊野国立公園	和歌山県「南紀熊野の大自然・インバウンドプロモーション」
瀬戸内海国立公園	神戸市／(一財)神戸国際観光コンベンション協会 自然を活かしたツアー造成及びプロモーション
瀬戸内海国立公園	高松市「屋島の絶景プロモーション事業」
雲仙天草国立公園	長崎県「雲仙航路復活による九州・国立公園周遊促進事業」

資料：環境省公式ホームページより作成

●『中部山岳国立公園南部地域利用推進プログラム2020』の策定

中部山岳国立公園南部地域(主に上高地(槍・穂高含む)、奥飛騨温泉郷、乗鞍高原、白骨・沢渡、乗鞍岳)では、国立公園満喫プロジェクトの一環として行政や地元関係団体等で構成する「中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会」を設置し、外国人観光客の誘客をはじめとする本地域の国立公園利用の推進に向けて2020年度までの具体的な目標や施策等を整理した『中部山岳国立公園南部地域利用推進プログラム2020』を策定した。概要は以下の通りである(表IV-9-4)。

表IV-9-4 利用推進プログラムの概要

期間	平成30年度～平成32年度
策定主体	中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会 構成員：国、県、関係自治体、民間団体など計22団体 事務局：環境省信越自然環境事務所、長野県、岐阜県
目標	訪日外国人利用者数 2016(平成28)年 約6.7万人 → 2020(平成32)年 約14万人 (平成28年比約2倍)
コンセプト	Birthplace of the Japanese Alps - Discover, Experience and Share the Wonder -
取組の方針	利用実態の正確な把握 外国人観光客の受入環境の整備 上質で滞在型の公園利用・自然体験の推進 安全で快適な山岳高原利用環境の整備 利便性・周遊性の高い交通システムの構築 利用の推進に向けた上質な自然環境・景観の確保 良好な街並み景観形成の促進 利用料等を環境保全に還元する仕組の構築 プロモーション・情報発信の充実 主要アクセスルートに係る改善

資料：『中部山岳国立公園南部地域利用推進プログラム2020』より作成

●国立公園管理事務所の設置

環境省は、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図ることを目標として、現地の対応を強化するため、国立公園満喫プロジェクトを先行実施する8公園のうち5公園(阿寒摩周、十和田八幡平、日光、大山隠岐、阿蘇くじゅう)において2017年4月に5カ所の国立公園管理事務所を設置。そして2018年4月1日付で、先行8公園の一つである霧島錦江湾国立公園の他、外国人利用者数が特に多く、効果的な誘客が図れる公園として、全国3つの国立公園(支笏洞爺、富士箱根伊豆、中部山岳)について既存の自然環境事務所及び自然保護官事務所を再編し、体制を強化した。

同4箇所の国立公園管理事務所には、国立公園調整官(所長)を順次配置するとともに、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、国立公園管理官などを置くこととされている。

更に、外国人利用者が多い瀬戸内海国立公園の一部を管理する中国四国地方環境事務所高松事務所については、国立公園保護管理企画官を配置するとともに、名称を高松事務所から「四国事務所」に変更。また、中部山岳国立公園管理事務所が新たに置かれる長野自然環境事務所についても「信越自然環境事務所」と名称を変更した。

⑤その他

●ビジターセンター情報発信強化プロジェクト

国立公園満喫プロジェクトと連動して、利用者が国立公園をより楽しめるようにするとともに、インバウンド増加につなげることを目的として、2017年1月に環境副大臣のもと「ビジターセンター情報発信強化プロジェクト」が発足。国立公園及び周辺にある環境省直轄（65か所）のビジターセンターを対象に、議論、専門家ヒアリングや現地調査といった6回の会合等を重ねて、成果を取りまとめた。

公園の利用者の目線に立ち、国立公園に来る前の時点、実際に国立公園のビジターセンターを訪れた時点、さらには情報発信のための基盤整備、の3つに分けて整理し、それぞれ、①国立公園やビジターセンターに関する情報が事前によりわかりやすく、②ビジターセンターに寄って国立公園をより楽しく、③ビジターセンターがより便利に、とのコンセプトを設定した。

2. エコツーリズム推進法に基づく動向

①エコツーリズム推進全体構想の認定

2017年2月7日付けで認定されたエコツーリズム推進全体構想は4件（表IV-9-5）であり、これにより全体構想の認定は全国で12件となった。

3. 世界自然遺産の動向

①「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の記載延期

日本政府は、2017年1月19日に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（鹿児島、沖縄）を国連教育科学文化機関（ユネスコ）に正式推薦することを決め、同年2月1日にユネスコ世界遺産センターへ世界遺産推薦書を提出。同年10月に、世界遺産委員会諮問機関（IUCN）は現地調査を実施した。そして、その評価結果が、ユネスコ世界遺産センターから通知され、世界遺産一覧表への「記載を延期」することが適当と勧告された。（その後の状況については翌年度）

4. 都市公園法に基づく公園の動向

①適正な入園料の検討に向けた動き

国土交通省では、国営公園等を訪れる入園者を2020年度に4,800万人とすることを目指し、魅力的な施設整備の推進や利用促進のためのソフト施策を展開している。2019年12月には、特にファミリー層を中心とした国営公園の利用促進を図るため、子ども料金の無料化や大人料金の見直しなどの入園料改定に関する試行を2018年4月1日より一年間、全国12公園において実施すると発表した（表IV-9-6）。

あわせて、試行等に関する利用者の意向把握・近傍の類似施設の入園料等の実態把握を行うとともに、有識者による会議を設置の上で、試行結果を検証し、それぞれの国営公園で提供しているサービス水準や地域性等の観点から、適正な入園料について更に検討していくこととしている。

表IV-9-5 エコツーリズム推進全体構想の概要

<p>上市町エコツーリズム推進全体構想（平成29年2月）</p> <p>協議会名：上市まちのわ推進協議会 推進する地域：富山県上市町全域 エコツアー：【基本的な考え方】本町にある自然・歴史・伝統文化・産業そして、人を“大きなわ（輪、和、環）”で繋ぐ「上市まちのわ」を連携のわとし、後世に繋ぎ渡す【ツアー内容】豊かな森林を活用したツアー（森林セラピー、森育等）／山岳を活用したツアー（登山、トレッキング等）／歴史を活用したツアー（寺院での座禅体験、滝行等）／その他のツアー（郷土の食文化、地域固有の生活文化等）</p>	
<p>石鎚山系エコツーリズム推進全体構想（平成29年2月）</p> <p>協議会名：愛媛県石鎚山系エコツーリズム推進協議会 推進する地域：愛媛県西条市・久万高原町全域 エコツアー：【基本的な考え方】石鎚の偉大な自然とその恵みを感じる旅（体験・機会）【ツアー内容】①石鎚の偉大な自然を楽しむツアー／②水辺の生き物や水の恵みに触れるツアー／③里地や里山などの身近な自然を再発見するツアー</p>	
<p>串間エコツーリズム推進全体構想（平成29年2月）</p> <p>協議会名：串間エコツーリズム推進協議会 推進する地域：宮崎県串間市全域 エコツアー：【基本的な考え方】「人と人のふれあい」と「体験」によって、地域の自然と文化を楽しむ、体感する旅【原則】①自然の保全と文化の継承に役に立つこと／②地域の自然や文化が旅の題材になっていること／③住民が地域の良さを再発見すること／④旅行者や住民の考え方や行動が、エコロジカルなものになること【ツアー内容】①さまざまな野生生物の魅力幅広くアピールするエコツアー／②身近な自然の保全・再生と自然ネットワークの形成に役立てるエコツアー／③自然を守り育む森づくりにつなげるエコツアー／④住民が誇りとする故郷の風景の保全・再生に活かすエコツアー／⑤地域住民の全員参加により、一人ひとりの個性を活かすエコツアー</p>	
<p>奄美群島エコツーリズム推進全体構想（平成29年2月）</p> <p>協議会名：奄美群島エコツーリズム推進協議会 推進する地域：奄美群島全域、各島全域（鹿児島県奄美市・大和町・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町・与論町） エコツアー：【基本的な考え方】人による案内を基本として地域の人のふれあいも大切にしたいツアーを実施【留意点】旅行者が、自然や地域文化の「楽しさ」、「大切」を実感できること／出来る限り自然や地域の文化・暮らしに負担をかけないこと／自然環境や地域文化に関する正確な情報を提供すること／ツアーが自然環境等に与える影響についても、しっかりと伝えることで「人間生活と自然との関わり」を改めて認識し、エコロジカルなライフスタイルを実践するきっかけとなること／自然環境の保全や地域文化の継承に役立つこと【ツアー内容】（例示）奄美大島 亜熱帯の森での野生生物観察／サンゴの海・砂浜等での自然体験／シマ（集落）でのエコツアー【喜界島】シマ（集落）あるき／基幹産業である農業と連携したツアー／平坦な地形を生かした自転車によるツアー／地域の伝統的な行事や産業を活かすエコツアー【徳之島】亜熱帯の森の散策／ナイトツアー／集落散策／サンゴの海の自然体験【沖永良部島】ケイビング／ダイビング／海の自然や海と人の生活との関わりを学ぶ海岸エコツーリズム／隆起サンゴ礁の島の暮らしを学ぶ湧水ツアー／ウミガメ観察【与論島】サンゴ礁の海での自然体験／地球の営みを学ぶジオツアー／自然との関わり深い島人の生活・産業体験</p>	

資料：環境省ホームページより日本交通公社作成

表IV-9-6 国営公園入園料の改定に関する主な試行内容

	現状	試行
子ども入園料	80円	無料
大人一般入園料（シルバー料金は変更なし）	410円	450円
団体料金	20名以上が対象	公共交通機関や旅行会社等が販売する旅行商品に団体料金を適用
年間パスポート	一の公園で使用可能	入園料を徴収する全ての国営公園で使用可能
2日間通し券	（設定無し）	新たに設定（大人一般500円等）

注：17国営公園のうち入園料を徴収していない河川公園等は除く（国営東京臨海広域防災公園、国営木曾三川公園淀川河川公園、淀川河川公園、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園、国営吉野ヶ里歴史公園）

資料：国土交通省プレスリリース資料（2017年12月26日）より作成

5. その他

① ジオパークの動向

2017年に第31・32回日本ジオパーク委員会が開催された。現地調査の上、ユネスコ世界ジオパーク国内再認定、日本ジオパーク新規認定および再認定の審査が行なわれた。その結果は、以下の通り(表IV-9-7)。

表IV-9-7 ジオパークの認定審査結果

世界ジオパーク	
条件付き再認定	山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク、阿蘇ユネスコ世界ジオパーク
日本ジオパーク	
新規認定	島根半島・宍道湖中海ジオパーク(第32回) ※申請時は「国引きジオパーク構想」で認定保留となった(第31回)
再認定	下仁田ジオパーク、四国西予ジオパーク、おおいた姫島ジオパーク、おおいた豊後大野ジオパーク、三笠ジオパーク、とちぎ鹿追ジオパーク、桜島・錦江湾ジオパーク(第32回)
条件付き再認定	佐渡ジオパーク、三陸ジオパーク(第32回)
認定見送り	十勝岳(第31回)
認定取消し	茨城県北ジオパーク(第32回)

資料：日本ジオパークネットワーク公式ホームページより作成

② 自然公園に関する計画等

● 岐阜県中部山岳国立公園活性化基本構想の策定

岐阜県では、中部山岳国立公園の活性化を図るための今後の取り組みの基本方針として、2017年7月に岐阜県中部山岳国立公園活性化基本構想を策定(表VI-9-8)。そして、同構想を具体化するための向こう5年間の取り組み計画を、2018年1月に「岐阜県中部山岳国立公園活性化基本計画」として取りまとめた。

表VI-9-8 岐阜県中部山岳国立公園活性化基本構想の概要

コンセプト	誰でも体験できる3,000m級の高山帯、飛騨人(ひだびと)のもてなしと露天風呂めぐり
方針	【1】豊かな地域資源を「知る」 ・豊かな地域の魅力を知り、誇りを醸成 ・飛騨山脈の「大地と自然の恵み」を学ぶ 【2】強みを活かし魅力・活力を「創る」 ・乗鞍・奥飛騨の魅力の発掘・磨き上げ・発信 ・持続的な活力の創出 【3】乗鞍・奥飛騨らしさを守り、後世に「伝える」 ・自然の保護と利用の両立 ・乗鞍・奥飛騨の魅力を守り伝える人づくり

資料：岐阜県ホームページより作成

● 「立山黒部」の保全と利用を考える検討会

富山県は、北陸新幹線の開業や外国人旅行者の増加など、同県を代表する観光地である「立山黒部」を取り巻く現状が大きく変化してきていることから、「立山黒部」を日本はもとより、世界中の人々から「選ばれ続ける観光地」として、または「世界ブランド」としてさらなる高みを目指すための方策を検討するため、2016年度に「立山黒部」の保全と利用を考える検討会を設置。3回の検討会を経て、2017年3月に中間報告書を発表した。

「立山黒部」のこれからの方向性として、「立山黒部」が有する多種多様な「本物の価値・魅力」を、個人旅行者や訪

日旅行者にも提供」、「環境保全と観光振興の一体的な推進」、「ターゲットは「本物の価値・魅力」を求める世界中の人々」を掲げ、検討を進めるべき「28のプロジェクト」を提案している。

③ 入域料に関する動向

● 座間味村における「美ら島税」の新設

2014年、慶良間諸島国立公園に指定された座間味村(沖縄県)では、同年10月に「美ら島づくり条例」を施行し、歩きタバコ、ごみのポイ捨て、廃車の放置の禁止等により住民にとって住みやすく、観光客がまた訪れたいくなる村づくりを進めている。一方で、観光施設や周辺の維持管理には多額の経費を要することから、「美ら島税」(法定外目的税)を創設することにより安定的に財源を確保し、環境の保全と美化を図り、世界に誇れる村づくりを目指すこととした。美ら島税の概要は次の通り(表IV-9-9)。

表IV-9-9 美ら島税の概要

課税団体	沖縄県座間味村
税目名	美ら島税(法定外目的税)
課税客体	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する行為
税収の使途	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備の費用 ※年一回使いみちを報告
課税標準	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する回数
納税義務者	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する者 ※座間味村民も対象
税率	1回の入域につき一人100円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(平年度)10百万円
非課税事項	・中学生以下の者 ・地方税法第292条第1項第9号の適用を受ける障害者
徴税費用見込額	(平年度)0.2百万円
課税を行う期間	条例施行後、必要に応じて見直しを行うこととする規定あり
導入の経緯	・平成29年3月9日 座間味村議会にて条例案可決 ・平成29年4月27日 総務大臣協議 ・平成29年7月7日 総務大臣同意 ・平成30年4月1日 条例施行(予定)

資料：総務省資料及び座間味村ホームページより作成

● 竹富町における入域料導入に向けた検討

竹富町では、「地域自然資産法(正式名称:地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(2014年6月制定、2015年4月施行))」に基づく「竹富島地域自然資産協議会」を2017年9月に発足し、入域料の導入検討を本格的に開始した。同法に基づき、地域自然資産区域内で自然環境の保全及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、区域内に立ち入る者から収受する料金をその経費に充てる「地域自然環境保全等事業」や、都道府県又は市町村が、自然環境トラスト活動を促進する「自然環境トラスト活動促進事業」等を「地域計画」として定める予定である。(詳細は、翌年度)

(後藤 健太郎)